

# 第1回 清掃工場整備計画に関する検証委員会 会議要旨

日 時：令和7年4月22日（火） 9：30～11：30

場 所：東京区政会館 192会議室

<凡例> ●：外部有識者 ◆：23区 ◇：東京二十三区清掃一組 ■：区長会

## 1. 特別区長会会長挨拶

### ■ 区長会会長

- ・ 本検証委員会は東京二十三区清掃一部事務組合が策定する第6次一般廃棄物処理基本計画に盛り込まれる清掃工場の施設整備計画を検討するにあたり、区長会として設置した外部有識者で構成される会議体である。
- ・ ご多忙の折、委員就任のご了承を賜り、あらためて御礼を申し上げます。
- ・ 特別区における清掃事業は平成12年に東京都から移管され、23特別区が実施主体となり収集は23区がそれぞれに、中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で行っている。
- ・ 23区の清掃事業は区民の衛生的で快適な生活環境の維持向上を図ることを目的として行っている。また、清掃工場でのトラブルや東京内外の災害等の緊急時にも事業を止めることなく安定的な稼働ができるよう取り組んできている。

- ・ 各区は持続可能な社会を創出するために、ごみの収集運搬を担う立場としてプラスチックなどの資源化や食品ロス削減などの施策により、環境保全とごみの減量に向けて日々取り組んでいる。
- ・ 一方、中間処理においては、23区特有の課題として、過去の経緯から清掃工場の配置の偏在、焼却能力の格差など、様々なアンバランスが存在している。
- ・ 清掃工場の施設整備計画においては、こうした23区間のアンバランスの是正、負担の公平を考慮しつつ、精緻なごみ量推計やさらなるごみ減量の取組、施設の整備と維持にかかるコストも念頭に置きながら、清掃工場の規模を検討していく必要がある。
- ・ 清掃事業は、いかなる場合でも、街中にごみをあふれさせることがないように、人的資源と施設の適正な規模を保つことが肝要と考えている。そのため、特別区長会は、将来を見据えた中・長期的な視点で検討を尽くし、清掃工場の老朽化等に対応していくため、施設整備計画の策定を急ぐ必要がある。
- ・ これまで清掃一部事務組合、23区清掃主管部長会において、ごみ量の推計を算出してきたが、23区全体が納得できる数値であることを確認するために、各分野でご活躍をされている皆様の専門的な知見と、客観的な評価をいただけるよう、忌憚のないご意見を賜りたい。
- ・ 特別区長会では、いただいた意見を踏まえ、本年中に結論を出したいと考えている。限られた期間ではあるが、我々が現時点で検討した推計と、ごみ減量施策について、多角的な視点での検証、また新たなごみ減量施策に関するご提案など、ぜひとも活発なご審議をい

ただき、特別区の安定的な中間処理体制を確立していくため、お力添えいただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 2. 自己紹介

各委員より自己紹介

## 3. 議事

### (1) 座長・副座長選出

「清掃工場整備計画に関する検証委員会設置要綱」第5条の規定に基づき選出し、以下のとおり決定した。

座長：互選により、大迫委員に決定。

副座長：座長の指名により、小野田委員に決定。

### (2) 諮問

区長会会長より座長へ諮問（諮問文は参考資料のとおり）

### (3) 検証委員会の目的・進め方について（資料1-1, 1-2）

#### ■ 区長会事務局次長

資料1-1, 1-2に沿って説明

#### ● 委員

- ・ 資料1-1, 1-1 ページ⑤の箇条書き2つ目「23区の考え方に相違があることが確認された」とあるが、どのような相違か。今後議論する際の参考になると思うため、概略を教えて欲しい。

## ■ 区長会事務局次長

- ・ 推計結果に基づき、一定程度工場の拡大が必要であるという意見がある。
- ・ 一方で、昨今の建築費高騰の情勢から、工場の拡大には多額の費用がかかり、各区分担金への影響も大きいという課題がある。推計した時点では、現時点で23区が最大限努力した場合のごみ減量施策を示したところではあるが、外部の知見を借りながら更なるごみ減量施策の検討も必要ではないかという意見があった。
- ・ 結論として、意見の一致が見出せないところがあり、今回の検証委員会の設置に至ったところである。

## ● 委員

- ・ 諮問事項（１）「推計の妥当性の検証」について、推計とは、人口、経済、社会など多くの前提条件があり、これらが変われば、それに合わせて推計も変わる。人口ひとつ取っても、都の予測を超えて増え続けている。
- ・ 最終的には政治・行政が決めるべきであり、推計に黒白をつける議論を交わしても、全員一致した意見を答申に反映するのは困難と考える。
- ・ また、本検証委員会に期待される役割として、推計から導き出される政策推進の方向性等について、提言をすることに主眼があるのではと考えるが如何か。

- ・ 諮問事項（２）「新たなごみ減量施策の検討」について、刮目すべき意見が出てくると期待するが、推計への反映には、23区における実現性が求められる。
- ・ 区の自治には、国や都に対する23区の自治があり、各区の自治がある。それぞれに区議会がある。23区はそれぞれ異なる特性があり、一律に実行されるとは限らないこともあることに留意しながら、答申していく方が良いと考えるが如何か。

#### ●座長

- ・ それぞれの見識で、様々な事情をお聞きしながら我々として提言をまとめていく想定である。
- ・ 委員の間で意見の違いもあると思うが、議論の方向性は収斂していくと思う。
- ・ 事務局から補足はあるか。

#### ■区長会事務局次長

- ・ 23区はそれぞれの特性を活かして様々な施策を展開している。
- ・ 一方、各区が置かれる環境は異なるため、ある施策を全区で一律に実施可能かどうかは、ケースにより異なる。
- ・ 委員会には23区の主管部署代表が出席する。活発に意見交換させていただきたい。

● 委員

- ・ 23区で地域による違いがあることは承知の上で、これから皆で半年かけて話し合い、提言することができれば良いと思う。
- ・ ごみ減量施策は大事な基本となるため、23区全体で受け止め、納得できる方向性ができれば、出来る限り実現に向けて努力していただきたい。

(4) 推計・施設整備計画について（資料2、3）

◇ 清掃一組総務部長

資料2に沿って説明

◆ 23区代表（清掃主管部長会会長）

資料3に沿って説明

● 委員

- ・ 事業系ごみについて、区収集の事業系と持込の違いを教えてください。

◆ 23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 区収集ごみは、家庭系ごみの他に、小規模事業者の事業系ごみが含まれている。
- ・ 持込ごみは、いわゆる許可業者が排出事業者と契約を締結し、契約内の金額で収集し、工場に運搬しているものである。

## ●委員

- ・ 区収集の事業系ごみと持込ごみの量を合わせれば事業系ごみとなり、その他は家庭系のごみ量となる。独自の変化などを把握するため、家庭系ごみのみの数値は押さえておくべきである。
- ・ また、事業系ごみに関し、都内総生産と相関関係があるのは当然と考えるが、飲食店や事務所など、業種別の内訳を把握することが重要である。
- ・ 加えて、資料2の5ページにある「計画年間焼却能力」について、新しい炉で焼却率がここまで減らないことから、違和感がある。
- ・ 焼却率減少の原因はごみの減量によるものではないか。見直しが必要と考える。
- ・ 計画停止日数についても、清掃工場には複数炉入っており定期整備を行うと思うが、故障は当然生じるものであり、その日数を見込むのは過少見積りにつながるのではないか。

## ◇清掃一組企画担当部長

- ・ 委員の仰るとおり、新しい炉では、処理能力がそこまで落ちないが、23区で持っている工場の、建替中を除く20工場の多くの部分で炉が古く、耐用年数が近づいている状況である。
- ・ また、故障停止日数に関しても、老朽化が進み、延命化した古い工場を一部直しながら稼働している状況である。
- ・ 実績値に基づく数値として、資料に記載している。

●委員

- ・ 古ければあり得るが、それにしても下がり過ぎている。ごみの減量が要因ではないか。確認が必要である。

●座長

- ・ 焼却炉が古くなり稼働率が落ちているのか、ごみ量が減ったから稼働の必要性がないのか、という疑問と理解した。
- ・ 清掃一組においては、精査してほしい。
- ・ 1点目の区収集事業系ごみと家庭ごみの区別については、それぞれの区別が難しく双方を合わせて推計したと説明にあったが、その辺りをもう少し説明してほしい。区収集事業系ごみは有料シールが貼られているという理解で良いか。

◆23区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 仰るとおり、小規模事業者分はシールを貼って排出している。

●座長

- ・ 厳密に収集業者で区別するというのは現場的に難しいということか。

◆23 区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 仰るとおり、収集時はシールが張ってあるため、事業系ごみとはわかるが、収集車により一括で搭載するため、最終的には区収集ごみの中で事業系と家庭ごみで区分することが難しいということである。

●委員

- ・ 区収集ごみの中で、家庭系と事業系の区別がつかないと理解した。

●座長

- ・ 清掃一組と推計の区分が異なることから、一概には比較が難しいことと認識している。

●委員

- ・ 資料2の5ページ「計画年間焼却能力」について、自身の経験上、ダイオキシン類発生抑制対策で温度設定の変化、ごみ質の変化、いわゆる高カロリーのごみになっているなどの観点から、排ガスの冷却、排ガス量の制限等で焼却量が伸びないなどの実態はある。
- ・ しかし、今後新しく建設する炉に関しては、それらの対応が確立しているため、焼却率の減量を見込まなくていいのではないか。設計当初の焼却量で計算すればいいと思う。停止日数についても同様に、新しい炉では数値上の考え方が変わると思う。

- ・ 国の交付金要綱では稼働日数が 290 日と示されているため、その辺も加味してもらえたらと思う。
- ・ また、国の交付金要綱では、1 人 1 日あたり 580 グラムという数字も示されている。23 区のごみ量推計にあたり、家庭系のごみ量の算出部分になると思うが、その点を認識されているか。

◆ 23 区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 各区で、国の指針である 580g を認識した上で、10～15 年の間で各区ごみ量目標を設定し、それ以上の成果を出してごみ減量に取り組んでいる。

● 委員

- ・ 了解した。
- ・ もう一点、施設規模決定の基となるごみ焼却量には、不燃や粗大の破碎残さは含めて計算されているという理解で良いか。

◇ 清掃一組企画担当部長

- ・ 清掃工場にて燃やす量として算出するため、不燃、粗大の破碎残さは焼却量に含めている。

● 座長

- ・ 清掃一組は今後、不燃、粗大の破碎残さの割合を示して欲しい。

## ● 委員

- ・ 資料 3 の別紙 5 —③における施設整備計画は、23 区としてごみ減量施策を全て取り組んだ場合の計画であると理解した。
- ・ しかしごみ減量は、市民、地域社会の目線で、一人一人が自分事として、排出者として取り組むことが大事である。社会が一緒になって取り組む姿勢が大事であるという思いで、本検証委員会に参加している。
- ・ 17 ページ以降の 23 区一斉実施を想定する 3 施策について、特に家庭ごみ有料化の開始年度が「令和 19 年度」となっているが、もっと早い段階で取り組んでもいいのではないか。

## ◆ 23 区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 23 区は別々の自治体であるため、一斉に実施するハードルが高い。
- ・ そのため、幾つかのステップを検討しており、資料 3 の 19 ページにも記載のとおり、まずは令和 12 年度末までに全区プラスチックの資源化に取り組む。その後、家庭ごみ有料化の準備に移行する。
- ・ 具体的には、様々な事業者との調整、住民への丁寧な説明、有料袋の製造期間などであり、国の交付金の交付条件なども踏まえ、現時点では令和 19 年度と設定したものである。

## ●委員

- ・ 全区一斉に実施するには準備期間が必要と伺ったが、多摩地域は一斉開始ではなく、市長会が方向性を 2001 年、平成 13 年に示し、出来る市町村から家庭ごみ有料化に取り組んできたという経緯がある。
- ・ 他市の廃棄物減量等推進審議会委員も務めているが、2000 年は一番ごみ量が多く、有料化を決断してから開始したのは 2006 年であった。
- ・ その実績を踏まえると、準備期間は必要だが、6 年後くらいに開始できる区もあるのではないか。
- ・ 23 区も、柔軟に検討し実現可能な形に持っていけたらと思う。

## ◆23 区代表（清掃主管部長会会長）

- ・ 出来ない理由を考えるのではなく、出来る方法を考えることが大事であると考えている。その上で、19 ページの項番 4 「実施にあたっての課題・懸念点」をクリアしないといけない。
- ・ 具体的には、不法投棄なども考えられるため、有料化実施自治体では、戸別収集を行っているところが多い。しかし、23 区が戸別収集に切り替える場合、車両が入っていけない狭路が多く、小型車両の確保、車両基地、人員、控室の確保など、実務面の課題がある。また、都心区と周辺区で様々事情も異なる。
- ・ いただいたご意見を受け止めながら、23 区で議論し、方向性を示していきたい。

● 委員

- ・ 家庭ごみ有料化について、実施にあたっては戸別収集とセットという話があったが、全国的に見るとそれは関係ない。
- ・ また、削減効果は手数料（有料化手数料）に比例、と資料にあるが、これははっきりとしたデータはない。

● 座長

- ・ 意見として承る。

● 委員

- ・ 第1回目であるため、総論的な意見を申し上げる。
- ・ 23区は日本を代表する大都市であり、あらゆる面で日本のリーダーである。しかし、東京の市区町村の中で、23区は一般廃棄物のリサイクル率が下から2番目であるなど、廃棄物の分別や資源化の分野では、大都市の中で下の方に位置している。
- ・ 近隣の大都市では、例えばある市では2001年、市長のリーダーシップにより10年間で一般廃棄物が40%減った実績がある。また、別の市では2003年、10数年間でごみ減量の目標を掲げ、25%減っている。
- ・ 私は、以前から23区の取り組みは全国的に遅れていると認識してきた。
- ・ 市部では、一人の市長、一つの議会で決定していけるが、23区は

23人の区長がいて、それぞれの区で様々な意見があり、共通の施策では損得の議論も当然あると思う。しかし、そうした状況にあるということを前提として、他の大都市の頑張りを認識し、循環型社会の中で23区も是非施策を打っていただきたい。今後、そのような観点から、議論していきたい。

#### ●座長

- ・ 意見として承る。
- ・ 他委員からもあったとおり、今後のごみ減量への取り組みが重要になってくる。
- ・ 推計の妥当性については、清掃一組と23区、両者推計の比較は、大きな乖離はないという報告もあったため、その点を突き詰めていくというよりも減量効果をどの程度見込めるのかということが重要であると思う。
- ・ そのため、委員から意見があった、都内市町村も含め代表的なところがあれば、比較しても良いと思う。
- ・ その他、追加資料でも、何か意見等はあるか。

#### ●委員

- ・ 「事業系古紙の工場搬入規制」について、削減量は約1割で約3万5千トンの減量効果が見込まれているが、紙の組成は48%と資料に示されている。この点、推計の根拠となるデータを示してほしい。

- ・ また、廃棄物処理手数料の増額も見込まれているが、一律で見込まれている減量効果、推計の中身が分からないため、他都市での参考数値等を示してほしい。

● 委員

- ・ 他都市の事例を示すという話があったが、家庭ごみの有料化の場合は、他の大都市で頑張っているところもある。比較できる資料があればありがたい。

● 座長

- ・ 了解した。
- ・ 会議終了後でも、他データの依頼があれば事務局へ連絡いただきたい。
- ・ これで第1回検証委員会は終了する。

—以上—